

**一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付け
の説明書**

公告日 令和8年2月4日（水）

入札日時 令和8年2月24日（火） 10時00分

入札場所 西湘高等学校 1 階 応接室

神奈川県教育局

神奈川県立西湘高等学校

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

入札物件 番号	入 札 件 名	台数	一括入札該当
1	西湘高等学校	1	—

※ 一括入札該当欄に○印があるものは、複数の施設の自動販売機設置場所の貸付けを一括して入札に付す物件です。

※ 入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」及び別紙2「案内図及び配置図」を御覧ください。

なお、別紙1「入札物件一覧表」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。
- ・ 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、財産管理者と落札者間で協議の上決定します。
- ・ 生徒数は令和7年度の見込みを財産管理者で算出したもの、売上実績は令和6年度の実績を現設置事業者が申告したもので、参考情報です。

※ 予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けることとなります。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間等

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- ・ 賃貸借場所の用途は自動販売機設置のためとし、賃貸借契約の更新は認めないこととする。

(3) 自動販売機の設置に係る条件

別紙3「仕様書」のとおり。

(4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

神奈川県立西湘高等学校 事務室（小田原市酒匂1-3-1）

電 話：0465-47-2171（代表）

FAX：0465-48-2350

電子メール：seisho-jimu.87nw@pref.kanagawa.lg.jp

イ 設置場所等に関する問合せ先及び落札後の契約書類の提出先

「入札物件一覧表」の「設置場所の問合せ先」欄に記載のとおり。

2 入札に参加することができない（契約を締結できない）者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者。
- (3) 県税を完納していない者。
- (4) 県内に事業所を有しない者。

- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者。

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月24日（火） 10時

受付開始時刻 午前9時45分

入札開始時刻 午前10時00分

開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

(2) 場所

神奈川県立西湘高等学校 応接室

（住所 小田原市酒匂1-3-1）

(3) 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）
競争参加資格確認通知書
身分証明書（運転免許証、健康保険証等、本人確認のできるもの）
筆記用具

※ 入札当日の会場は、収容人員が限られているため、1者あたりの入室人数を限らせていただくことがあります。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月4日（水）から2月12日（木）までの日の午前9時から午後5時までの間（ただし、持参の場合は土日祝日及び平日正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	身分証明（市町村発行のもの）又は住民票		○
ウ	誓約書	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	○	○
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
カ	確定申告書（写）		○
キ	神奈川県税納税証明書	○	○
ク	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※ イ、オ及びキについては、発行後3ヶ月以内の原本とする。

※ キについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用・「県税」の未納がない証明）とする。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を 1 (4) アに記載の提出場所に直接持参するか若しくは郵送（必着）してください。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 9 日（月）までの日の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、持参の場合は土日祝日及び平日正午から午後 1 時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（神奈川県所定様式）を 1 (4) アに記載の提出場所に持参するか、郵送、FAX 又は電子メールでの送付とします。

(3) 回答方法

令和 8 年 2 月 17 日（火）までに入札参加希望者全員宛てに電子メールで回答します。なお、再質問は認められません。

(4) 回答期限

令和 8 年 2 月 17 日（火）

7 入札参加資格の確認等

上記 5 (2) の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和 8 年 2 月 17 日（火）までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃貸借全期間（**3 年間**）の総額とします。また、一括入札の入札書に記載する金額は、当該一括入札に付した全ての自販機の総額とします。

県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

- イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。
- ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。
- (4) 入札保証金
免除
- (5) その他
 - ア 入札書に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）してください。
 - イ 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
 - ウ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。
 - エ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

9 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 入札に参加することができない者がした入札
 - イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
 - ウ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - エ 不正行為による入札
 - オ 入札書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - カ 記名を欠く入札及び金額を訂正した入札
 - キ 入札書の金額の最初の数字の前に「¥」又は「金」の記入がないとき
 - ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - ケ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
 - コ その他入札に関する条例に違反した入札
- (2) 失格
 - 入札開始時に入札会場に本人又は代理人が不在の場合は、失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

10 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

11 入札結果の公表

- (1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県ホームページに以下の内容を公表します。

ア 対象施設

イ 自動販売機台数

ウ 落札者（法人の場合は落札者名を公開し、個人の場合は個人名を非公開とする。）

エ 落札金額

オ 貸付料総額（及び年額）

カ 入札参加者数

キ 問合せ先

- (2) ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名）、入札額の公表は行いません。

12 契約

- (1) 契約書（案）は別紙4のとおり。
- (2) 落札者は、県側で作成した契約書を受領の上、別紙1「入札物件一覧表」の該当欄及び別紙2「案内図及び配置図」の記載を参照の上、記名押印し、県が別に指定する期日までに提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。